



声明

JAL 不当解雇撤回裁判の判決を受けて ～ 不当判決に強く抗議する ～

東京地方裁判所は、2012年3月29日(民事36部)と翌30日(民事11部)の連日にわたり、日本航空による整理解雇の撤回と早期の職場復帰を求めた「不当解雇撤回裁判」に於いて、運航乗務員76名、客室乗務員72名による解雇無効の訴えを全て退ける判決を言い渡した。この判決は、IFALPAをはじめとする世界の乗員と日乗連の主張に真っ向から反する不当な内容であり、私たちはこれに強く抗議すると共に、全国の労働者に対して、労働者保護体制崩壊の危機を訴えるものである。

東京地方裁判所は、

- ① 会社が更生計画を上回る営業利益を計上していたにもかかわらず、「会社更生手続」にあったことを理由に解雇の必要性を肯定し、
 - ② 希望退職の「募集」をもって回避努力を行ったとし、
 - ③ 解雇者人選の合理性について運航乗務員の経験蓄積年数は安全の確保に関係がなく、また病欠を解雇の基準にすることが運航の安全を脅かすことはないとし、
 - ④ 形式的な労使交渉の実施をもって、解雇手続きを尽くした
- とした。

そして、原告が主張・立証を尽くした退職強要の事実、「解雇の必要はなかった」という稲盛(前)会長の証言、組合役員を狙った不公正な人選などの多くの事実を黙殺した。

この判決は、これまで長年に渡る労働者の闘いによる裁判実務の結果として確立してきた整理解雇4要件を、杜撰な事実認定によって一瞬にして無意味なものにした。そして、「国策」として行われた「JAL 再建」の一環として断行された以上、この解雇を何としても追認しようとした、はじめに結論ありきの極めて不当なものである。東京地方裁判所は、会社更生手続き下での人権蹂躞を容認し、現場における助け合いの精神、航空安全に関わる経験と蓄積、伝承の重要性をも軽視した。そこには労働者の権利保障の理念はもとより、航空の安全に関する見識も問題意識のかけらもない、自己破綻・自己矛盾に満ちた判決である。

日乗連は今後も引き続き、「早期解雇撤回」「早期原職復帰」「安全かつ健全なる航空産業の再生」を実現するために、原告や関係乗員組合、そして、日乗連に集う全乗員の仲間の団結を強固なものとし、国内・国際の連帯を一層強化して、勝利まで全力をあげて闘い抜く決意である。

2012年5月14日
日本乗員組合連絡会議

